

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

平成31年3月16日発行

平成31年 第1号

環境政策課

☎229-3139 FAX 229-3354



大量に出る引っ越しごみは各施設へ直接搬入を

春は引っ越しのシーズンです。一度に大量のごみを集積所に出すと、集積所を利用する他の皆さんの迷惑になります。引っ越しごみなど、一時的に大量に出るごみは、下表のとおりごみの品目別に分別して、津市のエコ・ステーションまたはごみ処理施設へ直接搬入してください。

直接搬入が困難な場合は、家庭ごみ収集カレンダーで収集日をよく確かめ、計画的に数回に分けて決められた日に決められたごみ集積所に出してください。



エコ・ステーション



家庭ごみ収集
カレンダー

エコ・ステーションへ搬入できる資源ごみの品目

ごみの品目	エコ・ステーション	搬入できる日時
新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器(以下「①の品目」という)	西部クリーンセンター ☎229-3258(環境政策課)	毎週月～金曜日、日曜日 9時～12時、13時～16時 ※祝・休日を除く
	河芸エコ・ステーション ☎244-1706(河芸総合支所地域振興課)	毎週火・木・土・日曜日 8時30分～16時30分
①の品目、びん、その他プラスチック、容器包装プラスチック	明神リサイクルストックヤード ☎255-8843(久居総合支所地域振興課)	毎週水・土・日曜日 8時30分～16時30分
①の品目、金属(50cm角以内のもの)、自転車、危険ごみ(スプレー缶・卓上カセットボンベ・使い捨てライター・蛍光管・乾電池・水銀式体温計)	芸濃エコ・ステーション ☎266-2516(芸濃総合支所地域振興課)	毎週水・日曜日 9時～16時30分
	一志とことめエコ・ステーション ☎293-3008(一志総合支所地域振興課)	毎週土・日曜日 9時～16時30分
①の品目、金属	香良洲エコ・ステーション ☎292-4308(香良洲総合支所地域振興課)	毎週月・火・木～日曜日 7時30分～12時、 13時30分～16時45分

※エコ・ステーションへの搬入は全地域から可能

ごみ処理施設へ搬入できるごみの品目

ごみの品目	ごみ処理施設	地域	搬入できる日時
燃やせるごみ	西部クリーンセンター 環境施設課☎237-0671	津・河芸・芸濃	月～金曜日 8時30分～12時、 13時～16時30分
	クリーンセンターおおたか 環境施設課☎237-0671	久居・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉	
燃やせないごみ、金属、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、危険ごみ	リサイクルセンター 環境施設課☎237-0671	全地域	月～金曜日 8時30分～12時、 13時～16時30分



》ごみの不法投棄は犯罪です

不法投棄が後を絶ちません。農道や山林の道路脇、河川敷、公園など、人目につかない場所へ家電製品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみを捨てる行為は犯罪です。

津市では、巡回・監視パトロールなどを実施していますが、依然として不法投棄される状況が続いています。

不法投棄には重い罰則があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄による問題

- 自然や景観を損なうだけでなく、土壌や地下水の汚染、悪臭などの原因となり、健康や生活に多大な悪影響を与える。
- 不法投棄物を撤去し、自然を元の状態に戻すには、莫大な費用と時間を要する。
- 不法投棄物の中には家電リサイクル法により、メーカーなどに適切に引き渡し、リサイクルされるべきものが含まれている。



不法投棄をされないために

不法投棄した人が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければいけません。

草が生えて見通しが悪い、車が止めやすいといった状況だと不法投棄をされやすいため、自分の土地を適正に管理して、不法投棄から守りましょう。

- 見回りを定期的に行う。
- 草刈り、剪定などを定期的に行い、見通しの利くきれいな状態にしておく。
- 周囲や入口にロープを張る、柵を作る、車止めを置くなど防止策を施す。



見つけたら連絡を

ごみの投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別、人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすい街にするため、不法投棄の防止にご協力ください。



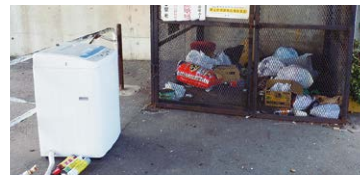
問い合わせ

環境政策課 ☎ 229-3258
津警察署 ☎ 213-0110
津南警察署 ☎ 254-0110



家電4品目の処理方法

家電4品目は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、処理方法が定められています。ごみ一時集積所や津市の施設には搬入できませんのでご注意ください。



処理方法

- ①家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する。
- ②家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼する。
 - 業者については津市ホームページをご覧くださいか、環境政策課(☎229-3258)へ
- ③郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む。
 - リサイクル料金について
家電リサイクル券センター(☎0120-319640)
 - 指定引取場所について
株式会社タヤマ(高茶屋小森上野町1143、☎234-8666)

家電4品目は、
エアコン、テレビ、
冷蔵庫・冷凍庫、
洗濯機・衣類乾燥機
のことだよ



ごみ一時集積所の新設・変更・廃止

自治会が管理するごみ一時集積所を新設、変更(移動・移設)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課、各総合支所地域振興課にありますのでお問い合わせください。



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課



ごみ一時集積所の補助金

自治会が管理するごみ一時集積所の設置・改修工事などに対し補助金を交付します。

補助金額

設置工事…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり1万円以上のものに限る)

改修等工事…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり5万円以上のものに限る)

※設置工事、改修等工事ともに補助額の上限は15万円(前回の補助対象工事から3年以上経過していること)

申請方法 環境事業課または各総合支所地域振興

課に事前に相談の上、所定の申請書に記入し、必要な書類を添えて提出

締め切り 工事に着工する日の前日



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課



家庭用生ごみ処理機などの購入費用を補助します

家庭から出る生ごみを堆肥化または減量化できる生ごみ処理機などの購入費(本体価格)の一部を補助します。 ※消耗品・送料などは補助対象外

対象

- 市内に在住の人
- 過去6年以内に、この補助を受けていない人

補助金額

生ごみ処理機…購入金額の2分の1(上限額2万5,000円)

コンポスト容器…購入金額の2分の1(上限額3,000円)

※1世帯1基まで

申請方法 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書、請求書に必要事項を記入の上、必要なものを持参し提出

※申請書、請求書は津市ホームページからもダウンロードできます。



申請書・
請求書

申請に必要なもの

- 領収書(購入者氏名、購入年月日・金額、メーカー名、商品名、販売店名が記載されているもの)
- 購入者名義の預金通帳
- 印鑑(スタンプ印は不可)
- 申請書(津市指定の様式)
- 請求書(津市指定の様式)

申請期間 購入日の翌日から60日以内 ※予算が無くなり次第終了



生ごみ処理機

コンポスト容器

堆肥化で
ごみの減量が
できるよ



問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 FAX 229-3354



リユース情報掲示板を活用しよう

家庭で不要になったものを捨てずに必要な人に譲り、再使用することで、ごみ減量につながります。

「リユース情報掲示板」は、環境学習センターと津センターパレス3階津市市民活動センターに設置しているほか、津市ホームページでも情報を見ることができます。

譲りたい人、譲ってほしい人は、環境政策課または環境学習センターにある情報カードに必要事項を記入し、提出してください。

申し込み・問い合わせ

環境学習センター(津市リサイクルセンター2階、〒514-0081 片田中町1342-1)

☎237-1185 FAX 237-5385

✉229-3139@city.tsu.lg.jp

開館日時

毎週火～日曜日 9時～17時(12月29日～1月3日休館)

リユース情報掲示板(2月18日現在)

譲ります



電動ベッド
(未使用に近い状態です)



鏡台
(未使用に近い状態です)

※申し込みの時点で既に引き取りが完了している場合があります。